

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2018年11月2日
【会社名】	株式会社イチネンホールディングス
【英訳名】	ICHINEN HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒田 雅史
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区西中島四丁目10番6号
【電話番号】	06(6309)1800(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 丸岡 敦史
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区西中島四丁目10番6号 (注) 本社ビル建替えのため一時移転し、2018年3月より、 下記の住所にて業務を行っております。 大阪府中央区久太郎町一丁目6番29号フォーキャスト堺筋本町
【電話番号】	06(6309)1800(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 丸岡 敦史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は2018年4月2日開催の取締役会において、株式会社トヨシマ（2018年8月1日付で株式会社TS商事へ商号変更）から、2018年5月9日に当社が新たに設立したトヨシマ分割準備株式会社（2018年8月1日付で株式会社トヨシマへ商号変更）に対して、今後の事業展開において必要とされる資産及び負債と事業継続に係る権利義務の全てを、2018年8月1日を効力発生日として、吸収分割により承継させる（以下、「本吸収分割」といいます。）ことを決議し、同日付で株式会社トヨシマとの間で本吸収分割にかかる合意書（以下、「本合意書」といいます。）を締結いたしました。

また、本合意書に基づき、2018年5月18日付で株式会社トヨシマとの間で吸収分割契約を締結し、2018年8月1日付で本吸収分割を実施いたしました。

これにより同社の子会社となったTOYOSHIMA INDIANA, INC.及び蘇州豊島機械配件有限公司は特定子会社に該当いたしますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

特定子会社の異動について（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

- (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金または出資の額、事業の内容、並びに、当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

TOYOSHIMA INDIANA, INC.

名称	TOYOSHIMA INDIANA, INC.	
住所	735 St. Paul Street Indianapolis, IN 46203	
代表者の氏名	Director 齋藤 智顕（2018年8月1日現在）	
資本金または出資の額	11,000,000米ドル	
事業の内容	建設機械部品の製造及び販売	
当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数	異動前	-
	異動後	11,000,000米ドル （うち間接所有分 11,000,000米ドル）
当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合	異動前	-
	異動後	100.0%（うち間接所有分 100.0%）

蘇州豊島機械配件有限公司

名称	蘇州豊島機械配件有限公司	
住所	蘇州市吳中区胥口鎮新峰路388号	
代表者の氏名	董事長 齋藤 智顕（2018年8月1日現在）	
資本金または出資の額	47,427,900人民元	
事業の内容	建設機械部品の製造及び販売	
当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数	異動前	-
	異動後	47,427,900人民元 （うち間接所有分 47,427,900人民元）
当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合	異動前	-
	異動後	100.0%（うち間接所有分 100.0%）

(2) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は2018年4月2日開催の取締役会において、株式会社トヨシマ（2018年8月1日付で株式会社T S 商事へ商号変更）から、2018年5月9日に当社が新たに設立したトヨシマ分割準備株式会社（2018年8月1日付で株式会社トヨシマへ商号変更）に対して、今後の事業展開において必要とされる資産及び負債と事業継続に係る権利義務の全てを、2018年8月1日を効力発生日として、吸収分割により承継させる（以下、「本吸収分割」といいます。）ことを決議し、同日付で株式会社トヨシマとの間で本吸収分割にかかる合意書（以下、「本合意書」といいます。）を締結いたしました。

また、本合意書に基づき、2018年5月18日付で株式会社トヨシマとの間で吸収分割契約を締結し、2018年8月1日付で本吸収分割を実施いたしました。

これにより同社の子会社であるTOYOSHIMA INDIANA, INC.及び蘇州豊島機械配件有限公司については、資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日

2018年8月1日

以 上